

PRTR届出チェックリスト

●提出前に

✓	内容	解説
	PRTR届出が必要ですか。 (届出対象判定フローに従い、確認してください。)	事業者の従業員数が21人以下の場合や特定化学物質の年間取扱量が1トン未満の場合等には届出の必要がありません。【別紙参照】
	届出様式は、年度に合った様式ですか。	平成23年度以降の届出から様式が変更となりました。
	提出先は合っていますか。	事業所の所在地により提出先が異なります。 <ul style="list-style-type: none"> ・広島市内 → 広島市環境保全課 ・呉市内 → 呉市環境管理課 ・福山市内 → 福山市環境保全課 ・上記以外 → 広島県環境保全課

【補足】

届出書の提出部数は1部です。收受印を押印した届出書の写しを希望される場合は、その旨を記載したメモ及び宛先を記載し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

●届出書(様式1)「本紙」

✓	項目	内容	解説
	届出先	届出先は、主たる業種に対応する大臣ですか。	業種コードをご参照ください。
	届出者	届出者の郵便番号は、住所に該当する一般の郵便番号を記入していますか。	大口事業者等の個別郵便番号は記入しないでください。
	届出者	届出者に本社の住所、会社名、代表者を記入していますか。 また、ふりがなは記入していますか。	ゴム印等を使用した際には、記入漏れにご注意ください。
	届出者 (代理人)	代理人は、化学物質の管理の責任者ですか。 また、役職を記入していますか。	工場長や事業所長などの化学物質の管理責任者に委任することができます。
	事業者名	事業者名は、把握対象年度の4月1日時点での名称ですか。	名称変更の際にはご注意ください。
	事業所名	事業所名は、把握対象年度の4月1日時点での名称ですか。 また、会社名を重ねて記入していませんか。	名称変更の際にはご注意ください。また、事業所名のみを記載してください。 (例 ○○(株)広島工場→広島工場)
	従業員数	届出事業所の従業員数を記入していますか。 また、従業員の人数は、把握対象年度の4月1日時点での人数ですか。	事業者全体の従業員数ではないため、ご注意ください。
	業種	業種コードによる適切な業種を記入していますか。	業種コードをご参照ください。
	担当者	担当者のふりがな、電話番号等も記入していますか。	お問い合わせすることがありますので、必ず記入をお願いします。

●届出書（様式1）「別紙」

✓	項目	内容	解説
	別紙番号	別紙が複数ある場合は、号番号の昇順になっていますか。	号番号の若い順から別紙を並べてください。
	号番号	号番号は正しいですか。	平成23年度届出以降から号番号が変更になりました。
	排出量等	排出量及び移動量は、有効数字2桁で記入していますか。	下記の解説①をご参照ください。
	廃棄物の処理方法及び種類	適切な処理方法又は種類を記入していますか。	下記の解説②をご参照ください。

【解説①】

・有効数字について

排出量等は有効数字2桁で記入することとなっていますが、ダイオキシン類とそれ以外の物質は記入の方法が異なりますので、ご注意ください。

ダイオキシン類以外

上から3桁目を四捨五入してください。ただし、1kg未満では、小数第2位を四捨五入してください。

例) 1384kg → 1400kg

0.764kg → 0.8kg

0.00239kg → 0.0kg

ダイオキシン類

小数第2位以下であっても、上から3桁目を四捨五入してください。

例) 1384mg-TEQ → 1400mg-TEQ

0.764mg-TEQ → 0.76mg-TEQ

0.00239mg-TEQ → 0.0024mg-TEQ

【解説②】

・廃棄物の処理方法又は種類について

事業所外への移動量があった場合、これらの記入が必要となります。処理方法又は種類のどちらかの記入のみで構いません。

廃棄物を産業廃棄物処理業者に引き渡している場合は、その際に公布した「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」に種類が記載してありますので、参考にしてください。

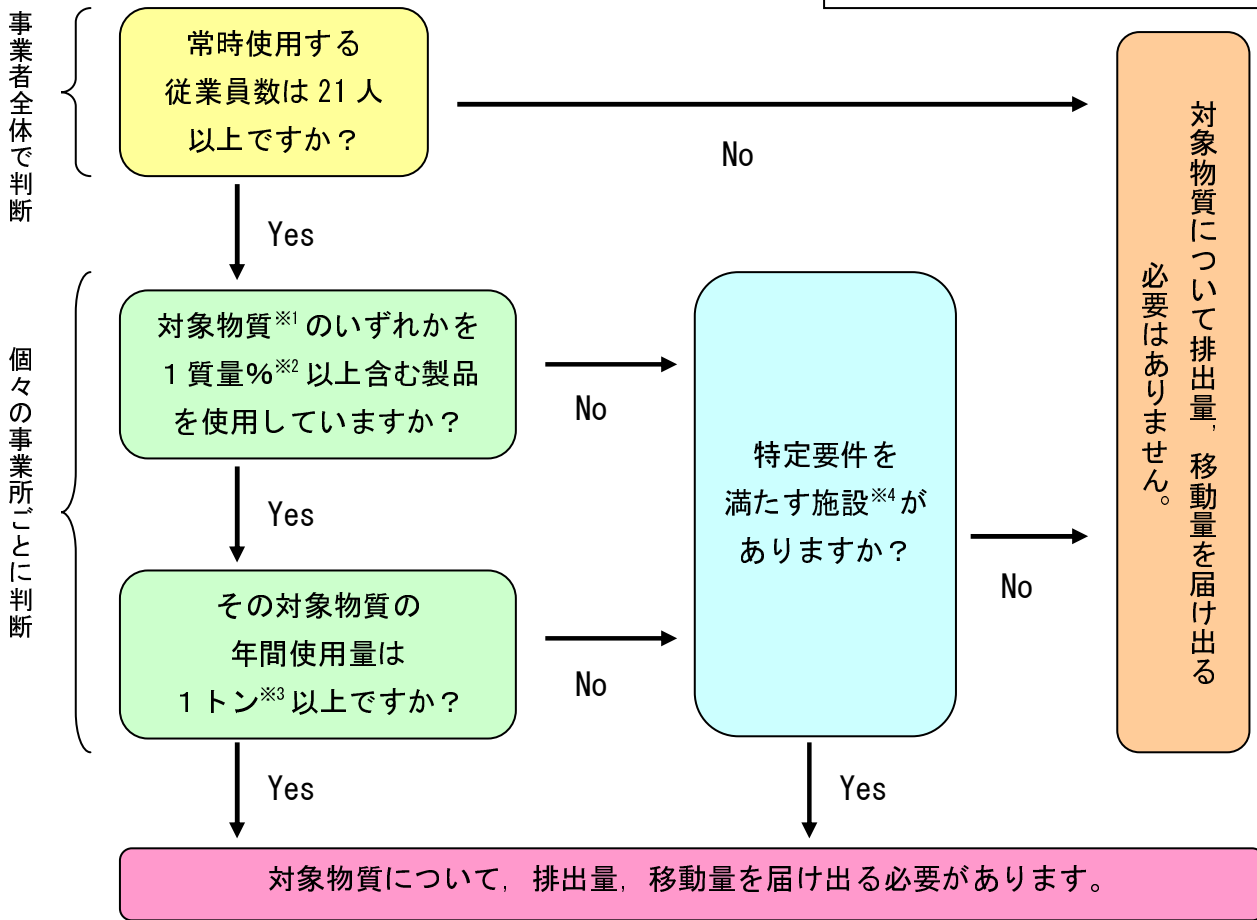
【補足】

・「当該事業所の外への移動」について

別紙の移動量のうち「 当該事業所の外への移動」には、製品として出荷する量は含めません。また、発生した廃棄物を外部のリサイクル業者へ売却している場合（お金を受け取っている場合）も移動量に含めません。

別紙
届出対象判定フロー

※このフローは、各判定要件を簡略化・単純化したものです。



- ※1 対象物質（第一種指定化学物質）は462物質。
- ※2 政令で定める特定第一種指定化学物質…0.1質量%
- ※3 政令で定める特定第一種指定化学物質…0.5トン
- ※4 下水道終末処理施設、廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設等

【補足】常時使用する従業員について

常時使用する従業員とは、以下の人のことをいいます。

- ① 当該年度の4月1日時点で期間を定めずに使用されている人もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている人
- ② 前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている人
- ③ ①、②に該当する嘱託、パート、アルバイト※と呼ばれる人

※ 1日の勤務時間は関係なく、雇用している期間で判断してください。

	役員	正社員等	臨時雇用者	他への派遣者(出向者)	別事業者への下請労働	他からの派遣者(出向者)	別事業者からの下請労働
常時使用する従業員	×	○	×	×	×	○	○